【提出先】　　財務（支）局長	【提出先】　　財務（支）局長
【氏名又は名称】(3)　　＿＿＿＿＿＿＿＿	【氏名又は名称】(3)　　＿＿＿＿＿＿＿＿
【住所又は本店所在地】(3)　　＿＿＿＿＿＿＿＿	【住所又は本店所在地】(3)　　＿＿＿＿＿＿＿＿
【報告義務発生日】(4)　　年　月　日	【報告義務発生日】(4)　　年　月　日
【提出日】　　年　月　日	【提出日】　　年　月　日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】　　＿＿＿＿＿＿＿＿	【提出者及び共同保有者の総数（名）】　　＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出形態】(5)　　＿＿＿＿＿＿＿＿	【提出形態】(5)　　＿＿＿＿＿＿＿＿
【変更報告書提出事由】(6)	【変更報告書提出事由】(6)
［第１～第４　略］	［第１～第４　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［(1)～(11)　略］	［(1)～(11)　同左］
(12)　上記提出者の保有株券等の内訳	(12)　［同左］
［ａ～ｄ　略］	［ａ～ｄ　同左］
ｅ　「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書若しくは直近の半期報告書若しくは金融商品取引所の規則で定めるところにより発行者が当該金融商品取引所に通知して当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供された情報又は直近の商業登記簿等に記載され、又は記録された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。 　また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる発行済株式等総数を記載しても差し支えない。	ｅ　「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書若しくは直近の四半期報告書若しくは半期報告書又は直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。 　また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる発行済株式等総数を記載しても差し支えない。
［(a)・(b)　略］	［(a)・(b)　同左］
［ｆ～ｎ　略］	［ｆ～ｎ　同左］
［(13)～(22)　略］	［(13)～(22)　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令の一部改正）

第七条　金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（やむを得ない理由により公表することができない場合） **第九条**　法第二十七条の三十六第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項ただし書の場合において、次に掲げるやむを得ない理由により重要情報を公表することができないときとする。 一　取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等若しくはその親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。）又は上場投資法人等の資産運用会社が行い、又は行おうとしている次に掲げる行為に係るものであって、当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき。 ［イ～ヌ　略］	（やむを得ない理由により公表することができない場合） **第九条**　［同上］ 一　取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等若しくはその親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。）又は上場投資法人等の資産運用会社が行い、又は行おうとしている次に掲げる行為に係るものであって、当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき ［イ～ヌ　同上］